

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年十月十七日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年一月六日奈良県指令建第一一〇一―一四号

令和五年七月十九日奈良県指令建第一一〇一―一四―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十月六日建第一〇二〇二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年十月六日建第五八五三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市池之内町五四四番一、五四四番二、五四四番三、五四四番四、五四四番

五、五四四番六、五四四番七、五四四番八、五四四番九、五四四番一〇、五四四番一

一、五四四番一二、五四四番一三及び五四四番一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市外川町一四七番地

株式会社Dear 代表取締役 岡山有貴

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市池之内町五四四番一二、五四四番一三及び五四四番一四

下水道 大和郡山市池之内町五四四番一二の一部